

■魚沼市に泊って周遊キャンペーン よくある質問

No.	項目	質問内容	回答
1	クーポン券の発券対象	クーポン券の発券対象を教えてください。	市内参加施設の宿泊者で、①住所が魚沼市外であり、②レジャー利用目的で、③1泊5,500円（税込）以上のお客様です。
2	クーポン券の発券対象	幼児や子供も対象になりますか？	1泊5,500円（税込）以上のお支払いをされた方は大人・子供関係なく、全員対象です。
3	クーポン券の発券対象	団体客の場合もクーポン券発行の対象になりますか？	8/19（月）以降の予約であれば、基本対象としております。ただし、先着順で宿泊施設への割当分がなくなり次第終了となりますので、宿によっては団体のお客様への発行を終了している場合がございます。直接、登録宿泊施設へお問合せください。
4	クーポン券の発券対象	ビジネスユースは対象外ということですが、仕事終わりに1日だけでもレジャーをして下されば対象となりますか？	1日でもレジャーをしてくださればその滞在はキャンペーンの対象となります。
5	クーポン券の発券対象	宿泊者に一部、市内在住者が含まれる場合は対象外となりますか？	代表者が市外の方であれば、一部市内在住者が含まれた場合も対象とします。ただし、代表者が市外の方でも、市内在住者が過半数を占める場合は対象外といたします。
6	クーポン券の発行形態	クーポン券は紙クーポンですか？電子クーポンですか？	紙クーポンです。
7	クーポン券の使用可能な宿泊施設・店舗	クーポン券の使用できる宿泊施設および店舗を教えてください。	特設サイトより「登録宿泊施設一覧（25施設）」と「登録土産店等一覧」をダウンロードして下さい。
8	クーポン券の受取について	クーポン券の受け取り・使用には、身分証の提示が必要でしょうか。	基本、不要です。クーポン券の受け取り時（チェックイン時）に「魚沼市に泊まって周遊キャンペーン」利用に関する確認事項という書類（同意書）に必要事項と署名をしていただくのみで問題ございません。ただし、登録宿泊施設および店舗において、お住まいを確認する必要がある場合等、身分証の提示をお願いすることがございます。その際はご協力をお願いします。
9	周遊券の使用対象	周遊券（対象店舗限定ご利用券）は、宿泊施設の売店でも使用できますか？	使用できません。周遊券（対象店舗限定ご利用券）はお宿からの周遊を目的としたクーポン券ですので、宿泊施設は周遊券の対象店舗に含みません。ただし、宿泊施設で「まんぷく魚沼定食」に参画している施設に限り、周遊券の使用が可能です。
10	周遊券の使用対象	周遊券は「まんぷく魚沼定食」の指定メニューでないと使用できないのか？	指定メニュー以外でも使用可能です。登録店舗で使用できるとご理解ください。
11	宿泊券の使用対象	宿泊クーポンは、発行してもらったお宿でしか使用できないのか？	登録宿泊施設であれば、どこでも使用は可能です。使用する際は裏面に使用者の名前記入を忘れないようお願いします。
12	クーポン発行対象期間について	クーポン券の発行ですが、土曜、休前日は対象外ということですが、土曜とその前日または翌日に宿泊した場合、発行対象になりますか？	発行対象になります。詳細は、特設サイトの「対象期間」に記載されたカレンダーをご確認下さい。カレンダーの黄色で塗られた日に1日でも宿泊滞在があれば、その滞在は全てクーポン券発行対象になります。例えば、土曜だけの1泊の場合は対象外になりますが、土曜とその前日の2泊の場合は発行対象となり、2泊分のクーポン券（一人4,000円分）が発行されます。
13	景品でいただいたクーポン券の使用について	都内の観光キャンペーンの景品でクーポン券をいただきました。登録宿泊施設に予約した所、お宿でもクーポン券を発行していただけたとの事でした。景品でいただいたクーポン券をお宿でいただくクーポン券と併せて使用は可能ですか？	使用可能です。魚沼市が主催や後援を行っているイベントや（一社）魚沼市観光協会が出展している観光PRイベント等において、景品として当キャンペーンのクーポン券を発行しております。（シリアルナンバーは6001番～）登録宿泊施設を予約する際に、イベントの景品でいただいた宿泊券●円分を使用したい旨をお伝えください。 尚、登録宿泊施設で先着予約順に提供しておりますクーポン券は、割当分がなくなり次第、配布終了となりますので、予めご了承下さい。
14	その他	クーポン券の不正使用を防ぐ対策はありますか？	参加店・参加施設と利用者の方には「不正行為禁止」の注意喚起をした上で、クーポン券をご利用いただきます。また、クーポン券にはシリアルナンバーを設けており、配布先の宿泊施設ならびに利用者が追跡できるようになっております。不正行為の疑いがある場合、配布先の宿泊施設に宿泊者情報の開示を依頼する場合がございます。不正行為が発覚した際は、被害届を提出し、然るべき機関より調査していただきます。